

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

2026 年 1 月 5 日

rakumo 株式会社

2026年1月5日
東京都千代田区麹町三丁目2番地
rakumo 株式会社
代表取締役社長グループCEO 清水 孝治

吸収合併に係る事後開示書面

rakumo 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2025年11月21日付で株式会社アイヴィジョン（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社アイヴィジョンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2025年11月28日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 株主の差止請求手続の経過(会社法第 796 条の 2)

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過(会社法第 797 条)

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続きの経過(会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2025 年 11 月 28 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 1 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備えおいた書面に記載された事項(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 本合併の変更の登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

本合併の効力発生日である 2026 年 1 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. その他合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

(吸收合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸收合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2025 年 11 月 21 日

rakumo 株式会社

株式会社アイヴィジョン

2025年11月21日
東京都千代田区麹町三丁目2番地
rakumo 株式会社
代表取締役社長グループCEO 清水 孝治

東京都渋谷区恵比寿三丁目3番3号
株式会社アイヴィジョン
代表取締役 清水 孝治

吸收合併に係る事前開示書面

rakumo 株式会社（以下、「吸收合併存続会社」という。）、株式会社アイヴィジョン（以下、「吸收合併消滅会社」という。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2025年11月21日付合併契約書を締結し、2026年1月1日を効力発生日とする吸收合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては、会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1の吸收合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 吸收合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸收合併消滅会社についての次に掲げる事項

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書、中間報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

(別紙 1)

吸收合併契約

吸收合併契約書

rakumo 株式会社（以下「甲」という。）と株式会社アイヴィジョン（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本契約の目的）

- 1 甲と乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として吸收合併（以下「本合併」という。）を行う。
- 2 本合併に係る吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲：吸收合併存続会社

商号 rakumo 株式会社

住所 東京都千代田区麹町三丁目 2 番地

乙：吸收合併消滅会社

商号 株式会社アイヴィジョン

住所 東京都渋谷区恵比寿三丁目 3番3 号

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日は 2026 年 1 月 1 日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続が遂行できないときは、甲及び乙が、協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第3条（合併の対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、甲から乙の株主に対する乙の株式に代わる対価の交付を行わない。

第4条（資本金等）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条（株主総会の承認決議）

- 1 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約につき、甲の株主総会の決議による承認を受けることなく本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく甲と合併する。

第6条（権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（乙の従業員の雇用等）

- 1 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。
- 2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他乙の従業員の雇用に関する細目については甲及び乙が協議して決定する。

第9条（合併条件の変更、本契約の解除）

この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

第11条（本契約の効力）

本契約は関係官庁の認可を受けることができない場合、甲乙において会社法所定の事項を履践できなかった場合には、その効力を失うものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年11月21日

甲： 東京都千代田区麹町三丁目2番地
rakumo 株式会社
代表取締役社長グループCEO 清水 孝治

乙： 東京都渋谷区恵比寿三丁目3番3号
株式会社アイヴィジョン
代表取締役 清水 孝治

(別紙2)

第23期 計算書類

自 2024年7月1日

至 2025年6月30日

株式会社アイヴィジョン

貸借対照表
令和07年06月30日 現在

株式会社アイヴィジョン

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	256,759,145	【流動負債】	86,882,224
現金及び預金	255,243,415	未払金	1,288,050
売掛金	781,215	未払法人税等	23,260,200
前払費用	561,976	未払消費税等	1,800,800
未収収益	172,539	預り金	1,229,471
【固定資産】	18,204,257	未払費用	2,989,614
有形固定資産	1,094,620	契約負債	56,314,089
建物附属設備	562,296	【固定負債】	2,012,422
工具器具備品	532,324	資産除去債務	1,783,257
無形固定資産	11,950,007	長期契約負債	229,165
ソフトウェア	11,950,007	負債の部合計	88,894,646
投資その他の資産	5,159,630	純資産の部	
敷金	1,749,800	科目	金額
繰延税金資産	3,395,238	【株主資本】	186,068,756
長期前払費用	14,592	資本金	30,000,000
資産の部合計	274,963,402	利益剰余金	156,068,756
		その他利益剰余金	156,068,756
		繰越利益剰余金	156,068,756
		(うち当期純利益)	49,675,845
		純資産の部合計	186,068,756
		負債・純資産の部合計	274,963,402

損益計算書

自 令和06年07月01日
至 令和07年06月30日

株式会社アイヴィジョン

(単位:円)

科目	金額
【売上高】	
ライセンス売上(SV)	16,222,678
ソリューション売上	449,400
ライセンス売上(IR)	114,085,096
ライセンス売上(りくる)	700,000
ライセンス売上(V3)	600,000
	132,057,174
【売上原価】	
当期製品製造原価	26,499,204
合計	26,499,204
売上総利益	105,557,970
【販売費及び一般管理費】	
営業利益	33,509,174
【営業外収益】	
受取利息	72,048,796
雑収入	286,679
	131,193
【営業外費用】	
経常利益	417,872
【特別利益】	
【特別損失】	
税引前当期純利益	72,466,668
法人税、住民税及び事業税	24,771,077
法人税等調整額	△ 1,980,254
当期純利益	49,675,845

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和06年07月01日

至 令和07年06月30日

株式会社アイヴィジョン

(単位：円)

科目	金額
【販売費及び一般管理費】	
給料	17,327,451
賞与	800,000
法定福利費	2,757,194
福利厚生費	1,562,045
減価償却費	84,103
地代家賃	1,886,584
保守料	1,066,372
通勤費	36,316
旅費交通費	75,389
通信費	391,027
販売促進費	1,644,549
広告宣伝費	1,450,003
交際費	78,647
消耗品費	68,862
会議費	37,575
水道光熱費	194,075
租税公課	154,192
支払手数料	2,172,279
諸会費	156,728
教育費	25,000
保険料	28,000
資産除去債務利息費用	783
採用費	1,512,000
販売費及び一般管理費合計	33,509,174

製造原価報告書

自 令和06年07月01日

至 令和07年06月30日

株式会社アイヴィジョン

(単位:円)

科目	金額
【材料費】	
【労務費】	
給料手当	13,401,184
賞与	500,000
法定福利費	2,296,429
福利厚生費	186,364
	16,383,977
【製造経費】	
レンタル料	54,560
減価償却費	1,763,235
地代家賃	2,465,307
通勤費	327,276
旅費交通費	140,051
消耗品費	96,534
水道光熱費	250,210
(直接経費) 制作費	5,018,054
	10,115,227
当期総製造費用	26,499,204
期首仕掛品棚卸高	0
合計	26,499,204
期末仕掛品棚卸高	0
他勘定振替高	0
当期製品製造原価	26,499,204

株主資本等変動計算書

自 令和06年07月01日

至 令和07年06月30日

(単位：円)

株式会社アイヴィジョン

株主資本

資本金	当期首残高	30,000,000
	当期変動額	0
	当期末残高	<u>30,000,000</u>

利益剰余金

その他利益剰余金

繙越利益剰余金

当期首残高	106,392,911
当期変動額	49,675,845
当期末残高	<u>156,068,756</u>

株主資本合計

当期首残高	136,392,911
当期変動額	49,675,845
当期末残高	<u>186,068,756</u>

純資産の部合計

当期首残高	136,392,911
当期変動額	49,675,845
当期末残高	<u>186,068,756</u>

個別注記表

自 令和06年07月01日
至 令和07年06月30日

株式会社アイヴィジョン

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、

社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額が僅少なため、

貸倒引当金を計上しておりません。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容

及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(4) SaaS サービス

当社のライセンスサービスを提供しております。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 52,200株

3. 重要な後発事象に関する注記

(本社移転)

当社は、2026年9月に取締役の合議にて、本社移転することを決議いたしました。本社移転の概要につきましては以下の通りです。

(1) 移転先

東京都千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル6階

(2) 移転時期

2026年1月（予定）

(3) 移転理由

今後の事業展開における業務の機動的かつ効率的な運営を図るため、親会社であるrakumo株式会社と同ビル内に移転することとしました。

(4) 業績に与える影響

本件が当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であります。